

平成 18 年 12 月 13 日

各 位

社 名 株式会社まんだらけ  
代表者名 代表取締役社長 古川益蔵  
(コード番号 2652 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経理部長 川代浩志  
(TEL. 03 - 3228 - 0007)

## 定款変更についてのお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 22 日開催予定の第 20 期定時株主総会において、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号、以下「整備法」という)等が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、変更案第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (2) 機動的且つ効率的な経営判断を行うことを目的として、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったとみなすことを可能とするため、変更案第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (3) 取締役がより積極的に経営に参画し、監査役は適切な監査をすることで、その職責を十分に果たすことができるよう、変更案第 29 条(取締役の責任免除)第 1 項および第 40 条(監査役の責任免除)第 1 項を新設するものであります。また、社外から優秀な人材を招聘し、その期待する役割を発揮できるよう、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第 29 条(取締役の責任免除)第 2 項および第 40 条(監査役の責任免除)第 2 項を新設するものであります。  
なお、変更案第 29 条(取締役の責任免除)の新設を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、会社法が施行されたことに伴い、現行定款の規定を全般に見直して、定款に一定の定めがあるとみなされる規定の新設を含めて、文言等の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 12 月 22 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 12 月 22 日

以上

別紙：変更の内容

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、11,460株とする。</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条の3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、11,460株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を<u>発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。  <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>当社の株主名簿及び<u>端株原簿</u>、株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換</u>、<u>端株原簿</u>の記載又は記録、<u>質権の登録</u>及び<u>信託財産の表示</u>又はこれらの抹消、<u>株券の不所持</u>、<u>株券の交付</u>、<u>株券喪失登録</u>、<u>端株の買取り</u>、<u>届出の受理</u>その他株式及び端株に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においては、<u>これを取扱わない</u>。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。  <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>当社の株主名簿及び<u>新株予約権原簿</u>、株券喪失登録簿は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿</u>及び<u>新株予約権原簿</u>、<u>株券喪失登録簿</u>への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り・買増し</u>、その他株式並びに<u>新株予約権</u>に関する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 株式取扱規程 )</p> <p>第9条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>( 招集 )</p> <p>第10条 ( 条文省略 )</p> <p>( 招集権者及び議長 )</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>( 株式取扱規程 )</p> <p>第10条 当社の株券の種類並びに株主名簿及び新株予約権原簿、株券喪失登録簿への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>( 招集 )</p> <p>第11条 ( 現行どおり )</p> <p>( 招集権者及び議長 )</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</u></p> <p><u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(条文省略)</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、<u>これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</p> <p><u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>— (削除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(員数)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役会の設置)</p> <p>第30条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。  監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第27条 当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。  — 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数で行う。  — 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。  — 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 常勤の監査役 )</p> <p>第29条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>( 監査役会の招集通知 )</p> <p>第30条 ( 条文省略 )</p> <p>( 監査役会の決議方法 )</p> <p>第31条 ( 条文省略 )</p> <p>( 監査役会の議事録 )</p> <p>第32条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>( 監査役会規程 )</p> <p>第33条 ( 条文省略 )</p> <p>( 報酬 )</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>( 常勤の監査役 )</p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>( 監査役会の招集通知 )</p> <p>第35条 ( 現行どおり )</p> <p>( 監査役会の決議方法 )</p> <p>第36条 ( 現行どおり )</p> <p>( 監査役会の議事録 )</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>( 監査役会規程 )</p> <p>第38条 ( 現行どおり )</p> <p>( 監査役の報酬等 )</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任方法)</p> <p><u>第42条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p><u>第43条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>— 会計監査人は、前項に定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期)</p> <p>第35条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年10月1日から9月30日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第36条 当社の<u>利益配当金</u>は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の<u>端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の<u>端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第44条 <u>会計監査人役の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第45条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年10月1日から9月30日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第46条 当社は株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>